

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和元年9月定例会県議会へ提案する教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められたため、付議する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。



財第88号

令和元年（2019年）8月23日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和元年9月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第2号）の関係部分
- 第 3 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 1 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,569,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 822,457,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		42,324,169	969,707	43,293,876
	1 企 画 費	6,399,477	117,707	6,517,184
	2 徴 税 費	6,712,152	344,000	7,056,152
	3 市 振 興 村 費	10,612,709	508,000	11,120,709
2. 民 生 費		106,003,471	110,874	106,114,345
	1 社会福祉費	60,788,170	20,569	60,808,739
	2 児童福祉費	35,541,487	67,225	35,608,712
	3 生活保護費	4,711,460	8,080	4,719,540
	4 災害救助費	4,962,354	15,000	4,977,354
3 衛 生 費		57,526,573	90,498	57,617,071
	1 公衆衛生費	40,160,523	90,498	40,251,021
4 農 水 産 業 林 業 費		69,023,988	919,913	69,943,901
	1 農 業 費	19,460,295	105,445	19,565,740
	2 農 地 費	23,575,459	83,453	23,658,912

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 林業費	17,400,815	697,515	18,098,330
	4 水産業費	6,429,855	33,500	6,463,355
5 土木費		100,435,266	660,671	101,095,937
	1 河川海岸費	28,655,240	657,325	29,312,565
	2 都市計画費	9,008,955	3,346	9,012,301
6 警察費		40,109,523	6,589	40,116,112
	1 警察管理費	35,360,677	6,589	35,367,266
7 教育費		139,998,203	391,288	140,389,491
	1 教育総務費	29,998,390	79,081	30,077,471
	2 社会教育費	3,052,348	312,207	3,364,555
8 災害復旧費		13,986,237	3,419,758	17,405,995
	1 農林水産業 災害復旧費	4,843,968	1,124,960	5,968,928
	2 土木災害 復旧費	6,295,732	2,294,798	8,590,530
歳出合計		815,888,157	6,569,298	822,457,455

教育委員会 9月補正予算 内訳

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正予算 要求額
7	教育費		312,207
2	社会教育費		312,207
文化課	平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金	文化財復旧復興のために寄せられた寄附金の文化財等復旧復興基金への積立て	312,207
教育委員会 合計			312,207

第 3 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の5の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第15条の6第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の10第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第4号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同項第1号中「金」を「額」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けられる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加え、「金」を「額」に改め、同項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第2号中「相当する金」を「相当する額」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第3条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の2」を「100分の3」に改める。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に、「この項」を「以下この項」に改め、同項第5号中「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第12条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条（熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条及び第4条から第7条までの規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(案) の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第3号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことにより、地方公務員法第16条に規定される「欠格条項」のうち、第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、関係条例の規定を整理する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 地方公務員法第16条第1号の規定が削除されることに伴い、当該規定を引用する以下の条例について、所要の規定の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 イ 熊本県職員等の旅費に関する条例 ウ 熊本県職員等退職手当支給条例 エ 熊本県立学校職員の給与に関する条例 オ 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 カ 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 キ 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 <p>(2) 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、熊本県職員等退職手当支給条例について所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>2 (1)は令和元年12月14日、2 (2)は公布日から施行する。</p>